

委員会提出議案第4号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の
提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び鳥取市議会会議規則
（昭和43年議会告示第1号）第14条第2項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

令和2年6月25日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会
委員長 前田伸一

鳥取市議会議長 山田延孝 様

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、今年度から小・中・高と順次本格実施となる学習指導要領により、授業時数や指導内容はますます増加しており、それに伴う教材研究や授業準備の時間にも多くの時間を費やしています。小学校においては、外国語教育の実施のため、授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっていますし、中学校においては、部活動による時間外勤務が当たり前の状態となっており、今年4月から施行されている働き方改革関連法で示された時間外労働の上限を超えることも懸念されます。さらに今年度は新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

このような状況もあり、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには、加配措置にとどまらず抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、それだけ地方自治体の財政を圧迫し、さらに自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
様